

平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金
食品の安全確保推進研究事業 (H25-食品-指定-014)
「食品安全行政における政策立案、政策評価に資する食品由来疾患の
疫学的推計手法に関する研究」

日本の食品安全行政の現状分析

研究分担者 宮川昭二 国立感染症研究所 国際協力室

研究要旨

WHO/FERGの食品由来疾患による健康時間の損失に係るカントリー・スタディ研究枠組みで求められる政治状況に関する分析(Policy Situation Analysis)を実施した。昨年度の分担研究においては東京電力福島第一原子力発電所事故への食品安全行政の対応についてレビューを行ったが、今年度は過去3年間に実施された食品、特に海産魚類における放射線物質に関するモニタリングに着目した。

A. 研究目的

WHO/FERG (Foodborne Disease Burden Epidemiology Reference Group)が進める食品由来疾患による健康時間の損失に係るカントリー・スタディの研究枠組みの一環として、昨年度に引き続き我が国における政治状況に関する分析(Policy Situation Analysis(PSA))を行った。

昨年度の研究を踏まえ、本年度においても国際的関心の高い東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故への我が国の対応、特に食品中で放射性物質汚染への対応に注目した。

B. 研究方法

既存文献の調査、厚生労働省食品安全部等関係省庁ホームページを参照した。

C. 研究結果

1. 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限を受ける海産魚類に対するモニタリング検査結果の分析等

厚生労働省ホームページに公開されている平成23年度以降に都道府県等が実施したモニタリング成績から、海産魚類の一部について原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限を行う東北・関東の5県(岩手、福島、茨城及び千葉)の結果を抽出し、出荷制限を受ける魚種、放射線物質汚染状況、経年変化などについて調べた。

モニタリング検査が実施された魚類のうち、コモンカスベ(*Okamejei kenojei*)の着目し、汚染状況について調べた。同種に着目したのは、1) 経年的に一定数の検体について検査が実施されていること、2) 放射線物質の濃度にばらつきが大きいことに加え、規制値を超える検体も多数あること、3) 複数の県でのモニタリング結果が報告されていることなどからである。

平成23年度から平成25年12月までに岩手、宮城、福島、茨城及び千葉の5県でコモンカスベのモニタリング結果が報告されており、このうち福島及び茨城で平成25年度のモニタリングにおいても食品衛生法に定める規制値(放射性セシウム)を超える検体が認められた。

福島県においては、年間150検体余りのコモンカスベが毎年検査されている。経年変化などを詳細な検討は今回行わなかったが、報告された結果を見る限りでは、平成25年度は検出値の最大や規制値を超える検体数も前年度より低下していた。

2. 海産魚類への放射性物質の移行等

海水などを汚染した放射性物質がどのように海産魚類に移行するのかなど、予備的に文献調査等を行った。

海産魚類への移行などについて、確たる文献は見当たらなかったものの、得られた資料によれば、生物的な濃縮など考えにくく、一般的な無機塩と同様な代謝によるものと推察された。

D、E. 考察と結論

食品における放射性物質対策において、平成24年度に食品衛生法に基づく残留基準の設定と都道府県ベースでの検査計画策定・実施が進められた。厚生労働省などが取りまとめ公表する検査結果及び出荷停止などの措置の状況から、食品に由来する放射性物質対策において重要となる食品の種類や産地を明らかにしてきている。また、厚生労働省が行った放射性物質の一日摂取量調査結果では、一般的な国民の食生活から取り込まれる放射性物質は限定的であることを示している。

今回、海産魚類のモニタリング検査に着目したが、コモンカスベなど規制値を超える放射性セシウムが検出された魚類は出荷制限が行われているものであり、国民の通常の食生活に伴うリスクに直接結び付くものではない。

一方、昨年度報告したWHOによる健康リスク評価報告の中で食品汚染等については「継続的なモニタリングと評価が必要である」と指摘している。また、東京電力福島第一原子力発電所での汚染源対策は未だ継続されている

ことを踏まえると、食品、特に海産魚類の汚染についてモニタリングを継続し、定期的な評価を行うことが必要である。

また、海産魚類への放射性物質の汚染がどのようなメカニズムで起こるのか、海水など環境からどのように海産魚類を汚染するのか、海水などの環境のモニタリング成績と海産魚類のモニタリング成績がどのように相関するかなど今後検討するべき点も多い。

次年度以降も食品汚染等の実態調査などのモニタリング状況、政府等が行うリスク評価、また食品中の放射性物質への対策について、情報収集及び分析を行うことが重要であると考えられる。

F. 健康危険情報

特記事項なし

G. 研究発表

特記事項なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

特許取得

特記事項なし

実用新案登録

特記事項なし

その他

特記事項なし